

口座振替依頼書兼情報提供同意書兼
保険金の代理受領に関する委任状

保険契約者（団体名）

株式会社 三菱 UFJ 銀行 御中

1. 本保険の保険料相当額につき、下記条項を承認の上、ローン返済口座より口座振替によって支払うことに同意します。

また、ローン契約内容（氏名、貴行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報）および延滞情報を含む本契約の返済に関する情報を、引受保険会社におけるその損害保険の加入、保険料の算出、保険料引落としデータの作成、管理および支払い、その他保険契約に関連・付随する業務のために貴行が保険契約を締結する引受保険会社*に提供することに同意します。

2. 保険会社からローン返済月額の保険金を受け取る場合はローン返済口座を振込口座に指定します。また、**貴行に債務一括返済支援特約に係る保険金の代理受領を委任し、ローンの期限にかかわらず代理受領した保険金をローンの返済に充当することを依頼します。この委任は、ローン債務が完済されるまでは、貴行の同意なく解除しません。**

* 本保険は、保険契約者が指定する複数の保険会社が共同で引き受けること（共同保険）ができる契約形態の団体保険です。将来、共同保険への移行、共同保険となった場合でも共同で引き受けする保険会社の追加、変更もあり得ます。その場合は、追加または変更された共同で引き受けする保険会社も引受保険会社に含むものとします。

以上

口座振替依頼書

1. 貴行は本保険への私の加入にかかわる保険料相当額を、貴行普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、同払戻請求書または当座小切手なしで、貴行所定の振替日（月末日が休日の場合、前平日窓口営業日）にローン返済口座から引き落としてください。
2. 指定口座の預金残高が振替日において振替金額に満たないことにより、貴行が保険料相当額を引き落とすことができない場合は、貴行において東京海上日動火災保険株式会社に対して保険料をお支払いいただかなくても差しつかえなく、その結果本保険から脱退となっても異議を述べません。
3. 引き落としに際して、貴行からの引き落とし済みの通知等は省略されても差しつかえありません。
4. ローンの返済口座を変更した場合は、保険料引落指定口座もそのローン返済口座に変更したものとしてお取り扱いください。
5. 振替日当日に複数の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときには、そのいずれを支払うかは貴行の任意によります。

（保険料引落口座変更の際のご注意）

お手続きの日程や内容により、お届けの月の保険料を、引き続き変更前の口座よりお引き落としさせていただく場合や、お届けの月にはお引き落としをとりやめて 2 ヶ月分を翌月に変更後の口座よりお引き落としさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。